

第 3 章 計画の基本的な考え方

支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って 自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現

我が国の総人口は減少傾向が続いています。本市においても総人口は、全国同様減少していきませんが、高齢者人口は今後も緩やかに増加していくことが見込まれており、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加していくことが予測されています。

こうした状況の中で、これまで地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいを持って自分らしい生活が送れる「健康長寿のまち」の実現に向け、様々な事業に取り組んできました。今後も継続して「健康長寿のまち」の実現に向け、様々な取組を推進するとともに、地域のあらゆる市民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら地域コミュニティを形成し、公的福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の構築を目指します。

2 基本目標

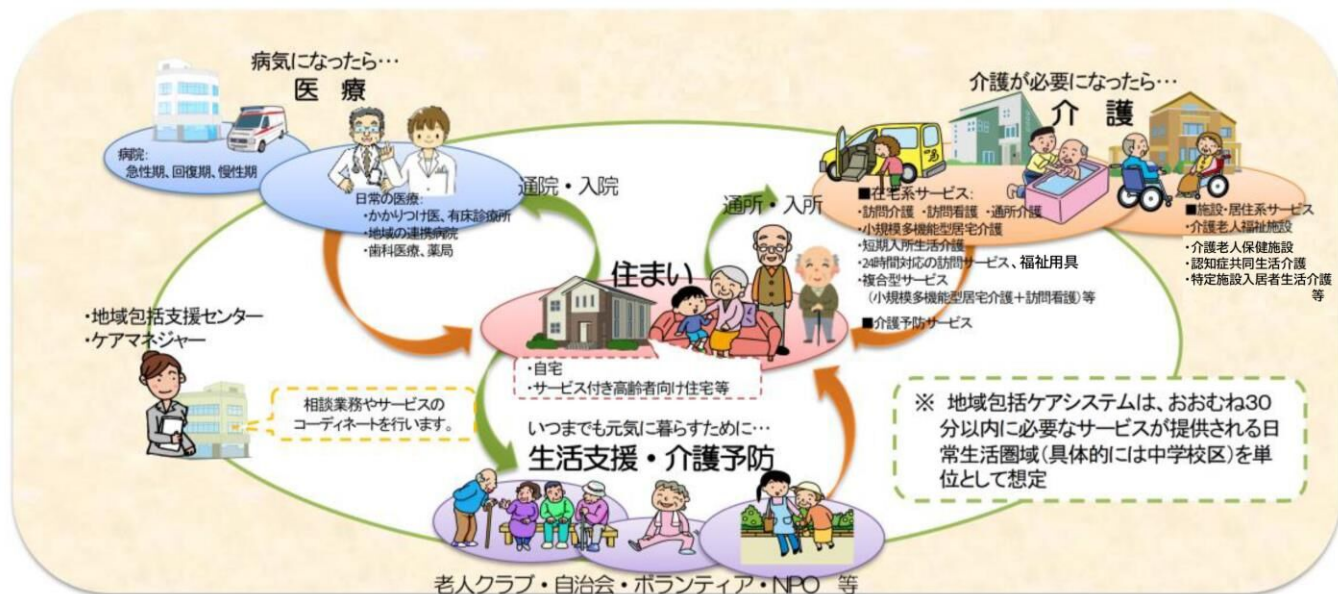
地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進

～誰もが住み慣れた地域で在宅生活が送れるまちを目指して～

基本理念の実現のために、これからも住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みながら、地域共生社会(地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)を構築していくことが必要です。

そこで、基本目標を『地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進～誰もが住み慣れた地域で在宅生活が送れるまちを目指して～』とし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

3 重点施策

本市においては、国の基本指針及び高齢者福祉の方向性を踏まえ、次の4つの事項を重点施策と位置付け、様々な具体的事業を展開していきます。

◆ 重点施策1 在宅医療・介護連携の推進 ◆

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。このような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症・災害時対応等の様々な局面において、ICTを活用しながら地域の医療・介護関係者が連携し、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みを構築していきます。

なお、在宅医療・介護連携の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

【取組施策】

① 医療・介護関係者の情報共有の支援	【P 9 6】
② 在宅医療・介護連携関係者に関する相談支援	【P 9 7】
③ 医療・介護関係者の研修	【P 9 7】
④ 地域住民への普及啓発	【P 9 7】
⑤ 地域の現状分析・課題抽出・施策立案	【P 9 8】

◆ 重点施策2 認知症施策の推進 ◆

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している状況を踏まえ、令和元年に取りまとめられた認知症施策推進大綱に続き、令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。そして、同法では認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を推進することとしています。

これらを踏まえ、本市では、認知症に関する理解促進、相談先の周知、介護者の負担軽減、早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進など、様々な認知症施策を推進・強化していきます。

なお、認知症施策の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

【取組施策】

① 認知症初期集中支援推進事業	【P 1 0 0】
② 認知症地域支援・ケア向上事業	【P 1 0 0】
③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	【P 1 0 2】
④ 認知症高齢者見守り事業	【P 1 0 6】
⑤ 認知症サポーター等養成事業	【P 1 0 9】
⑥ 認知症に関する普及啓発	【P 1 1 0】

◆ 重点施策3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ◆

高齢者が自立した生活を営むためには、生活機能の維持とともに、こころの健康も重要となることから、生きがいを持って日常生活を送ることも大切です。

元気高齢者は、自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防の取組、要支援・要介護者は、要介護状態等の軽減、重度化防止に向けた取組が必要です。

本市では、自立支援、介護予防・重度化防止のために、自立支援・介護予防に関する普及啓発、通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上・低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加促進等、高齢者の状況に応じて様々な取組を推進していきます。

なお、自立支援、介護予防・重度化防止の推進に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 介護予防・日常生活支援総合事業 | 【P 83】 |
| ② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) | 【P 92】 |

◆ 重点施策4 介護サービス基盤の整備と充実 ◆

介護サービスの適切な提供を継続していくために、事業所などの基盤整備と質の向上を図るとともに、サービス事業者においては、介護職員等の人材不足が常態化していることから、介護人材確保の支援や人材の定着、育成に向けた支援等を推進・強化していきます。また、近年、全国各地で多発している災害や感染症の流行を踏まえ、介護事業所と連携した取組を検討し、必要な支援を行っていきます。

なお、介護サービス基盤の整備と充実に当たっては、以下の具体的取組施策が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 介護保険サービスの基盤整備 | 【P 78】 |
| ② 介護保険サービスの質の向上 | 【P 79】 |
| ③ 介護サービス事業者等への適正化支援事業 | 【P 105】 |
| ④ サービス事業者との連携と支援 | 【P 108】 |

4 日常生活圏域と人口及び地域資源の状況

日常生活圏域とは、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ定める地域のことで、本市では6つ設定しています。各日常生活圏域における人口及び地域資源の状況は以下のとおりです。

圏域名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	新堀・西堀
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東
	野火止五～八丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野

(1) 日常生活圏域の人口

■人口及び高齢化の状況（令和5年10月1日現在）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口（人）	22,196	26,455	32,101	24,712	36,047	24,365	165,876
65歳以上人口（人）	6,208	6,749	8,702	6,686	7,850	6,480	42,675
高齢化率（65歳以上）（%）	28.0	25.5	27.1	27.1	21.8	26.6	25.7
75歳以上人口（人）	3,736	3,860	4,931	3,934	4,448	3,873	24,782
高齢化率（75歳以上）（%）	16.8	14.6	15.4	15.9	12.3	15.9	14.9
1人暮らし世帯（世帯）	1,621	1,927	2,422	2,060	2,366	2,033	12,429
高齢者世帯（世帯）	1,341	1,365	1,799	1,314	1,497	1,286	8,602

※世帯数については、令和5年10月2日現在

◆西部圏域（令和5年10月1日現在）

区分	総人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率（65歳以上）（%）	75歳以上（人）	高齢化率（75歳以上）（%）	1人暮らし世帯（世帯）	高齢者世帯（世帯）
本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目	15,309	4,580	29.9	2,674	17.5	1,271	936
西堀・新堀	16,792	4,122	24.5	2,257	13.4	1,151	863

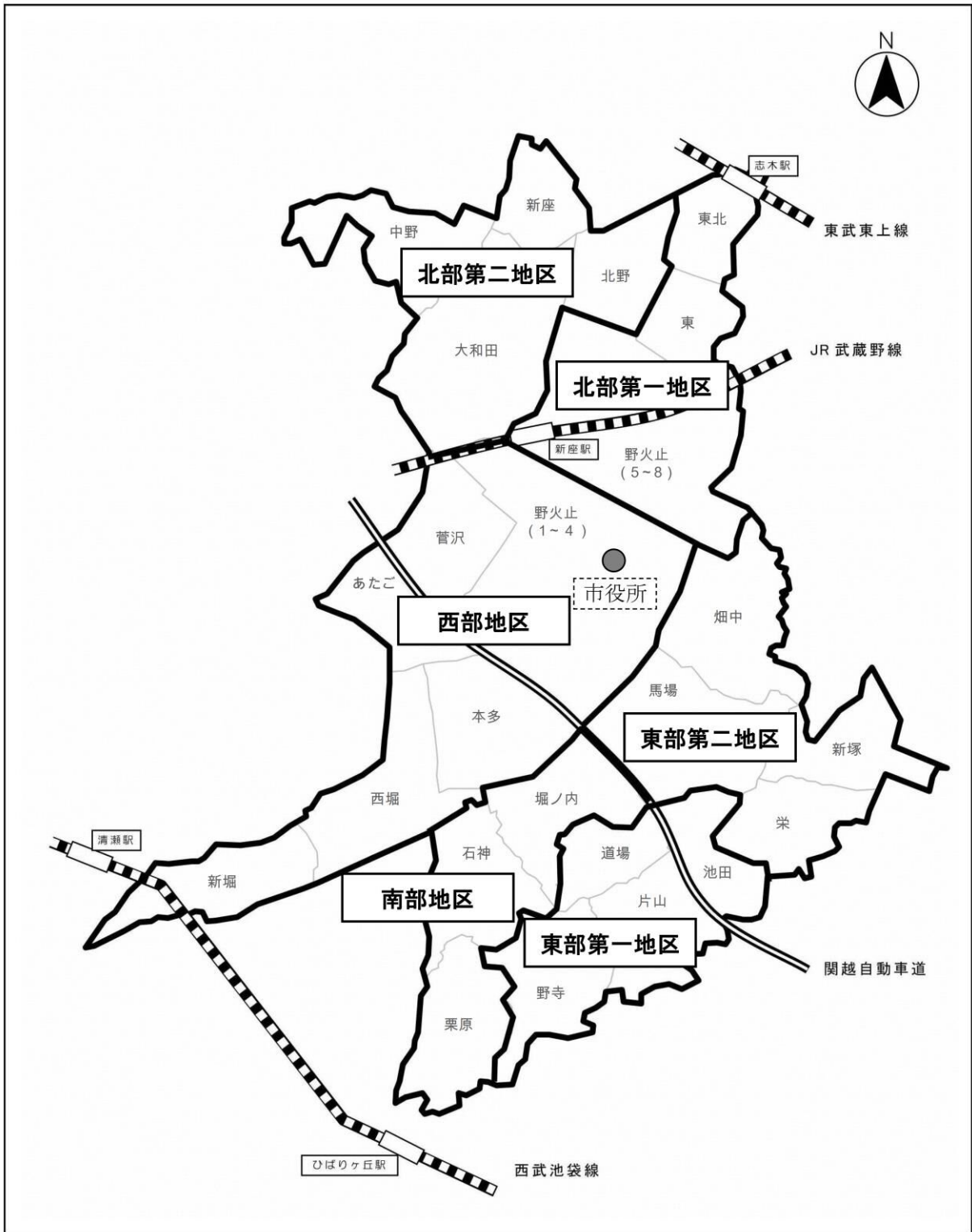
※世帯数については、令和5年10月2日現在

◆北部第一圏域（令和5年10月1日現在）

区分	総人口（人）	65歳以上（人）	高齢化率（65歳以上）（%）	75歳以上（人）	高齢化率（75歳以上）（%）	1人暮らし世帯（世帯）	高齢者世帯（世帯）
東北・東	14,655	3,197	21.8	1,855	12.7	1,058	597
野火止五～八丁目	21,392	4,653	21.8	2,593	12.1	1,308	900

※世帯数については、令和5年10月2日現在

[日常生活圏域図]



(2) 日常生活圏域別地域資源の状況

■生きがい・交流（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
公民館	1	2		1	1	1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1	2	5
集会所	6	4	9	7	6	6	38
合 計	9	7	13	10	10	10	59

◆西部圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	老人福祉 センター	高齢者 いきいき広場	公民館	コミュニティ センター	ふれあいの 家	集会所
西部 地域包括支援センター						6
西堀・新堀 地域包括支援センター		2		1	1	3

◆北部第一圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	老人福祉 センター	高齢者 いきいき広場	公民館	コミュニティ センター	ふれあいの 家	集会所
北部第一 地域包括支援センター				1	1	2
野火止五～八丁目 地域包括支援センター		1	1			4

■病院・診療所（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	6	8	8	30	13	69
歯科診療所	3	6	8	9	24	7	57
合 計	7	12	16	20	56	21	132

◆西部圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	病院	診療所	歯科診療所
西部地域包括支援センター		6	6
西堀・新堀地域包括支援センター		2	2

◆北部第一圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	病院	診療所	歯科診療所
北部第一地域包括支援センター	1	16	18
野火止五～八丁目 地域包括支援センター	1	14	6

■居宅系サービス（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 居宅介護支援事業所	4	3	10	8	6	8	39
② 訪問介護	3	2	3	3	6	3	20
③ 訪問入浴介護					1	1	2
④ 訪問看護	1	1	3	5	3	1	14
⑤ 訪問リハビリテーション			1			1	2
⑥ 通所介護	3	5	3	2	2	6	21
⑦ 通所リハビリテーション			3		1	1	5
⑧ 短期入所生活介護	1	1	3	1	1	2	9
⑨ 短期入所療養介護			1			1	2
⑩ 特定福祉用具販売				2	2	2	6
⑪ 福祉用具貸与				2	2	2	6
合 計	12	12	27	23	24	28	126

◆西部圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西部 地域包括支援センター	8	2		3	1	2	2	3	1		
西堀・新堀 地域包括支援センター	2	1				1	1				

◆北部第一圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
北部第一 地域包括支援センター	2	4	1	1		1	1	1		2	2
野火止五～八丁目 地域包括支援センター	4	2		2		1					

■地域密着型サービス（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		1	1	2	3	3	10
② 小規模多機能型居宅介護				1	1		2
③ 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1					1	2
④ 認知症対応型通所介護				1			1
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護			1	1			2
⑥ 看護小規模多機能型 居宅介護				1			1
⑦ 地域密着型通所介護	3	4	5	3	1	3	19
合 計	4	5	7	9	5	7	37

◆西部圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥
西部地域包括支援センター					1	5
西堀・新堀地域包括支援センター	1					

◆北部第一圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥
北部第一地域包括支援センター	3	1				
野火止五～八丁目 地域包括支援センター						1

■施設・居宅系サービス（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 特定施設入居者生活介護			2	1	6		9
② 特別養護老人ホーム		1	2	1	1	1	6
③ 介護老人保健施設			1			1	2
合 計		1	5	2	7	2	17

◆西部圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

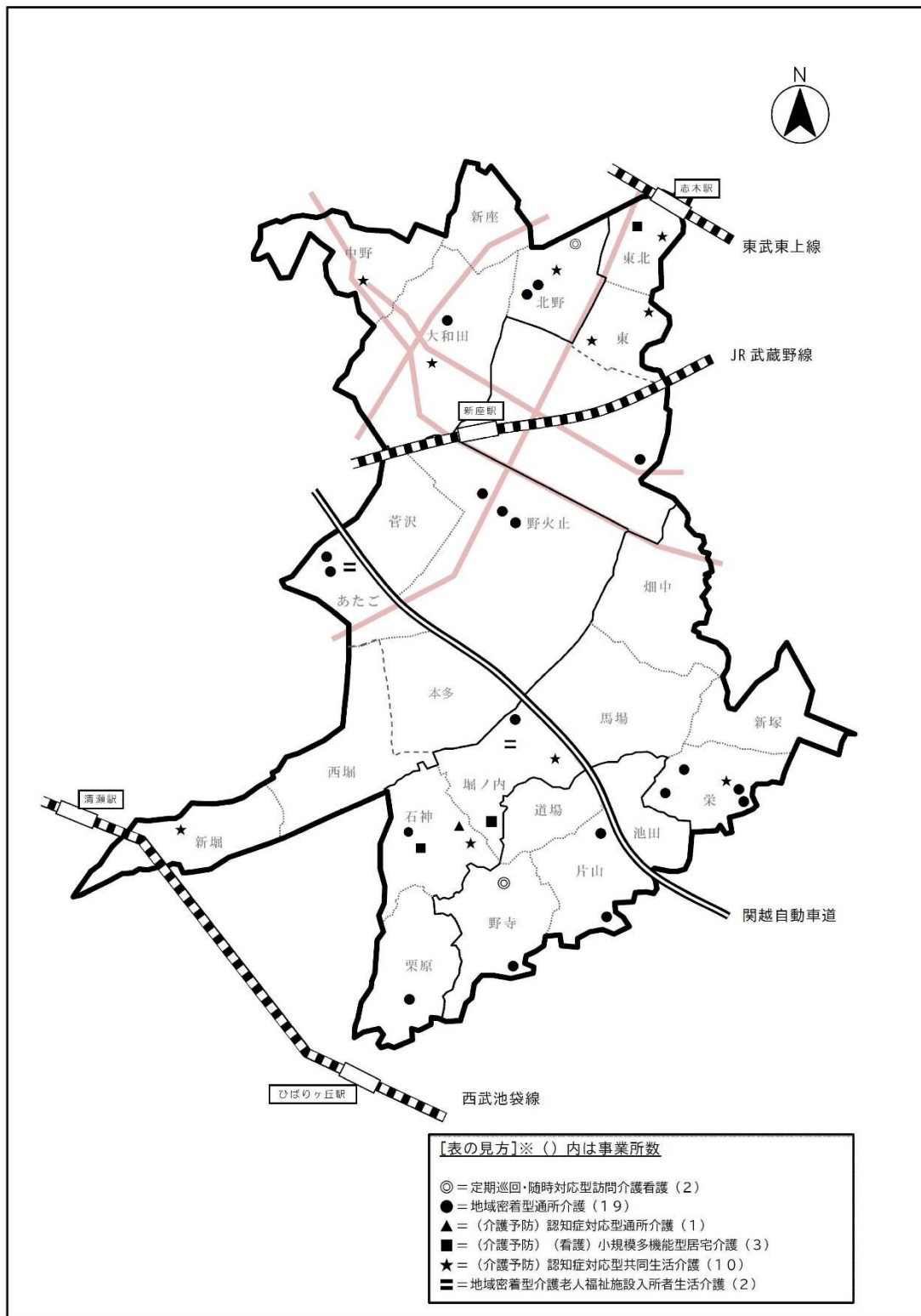
区 分	①	②	③
西部地域包括支援センター	1	2	1
西堀・新堀地域包括支援センター	1		

◆北部第一圏域：地域包括支援センター別（令和5年10月1日現在）

単位：か所

区分	①	②	③
北部第一地域包括支援センター	2	1	
野火止五～八丁目 地域包括支援センター	4		

[地域密着型サービス整備状況マップ]



5 施策の体系

基本理念

支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現

基本目標	基本施策	施 策
地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進 誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して	介護保険事業	1 居宅(介護予防)サービス
		2 地域密着型(介護予防)サービス
		3 施設サービス
	地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 一般介護予防事業
		2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) (1) 総合相談支援業務 (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
		3 包括的支援事業(社会保障充実分) (1) 在宅医療・介護連携推進事業 (2) 生活支援体制整備事業 (3) 認知症総合支援事業 (4) 地域ケア会議推進事業
		4 任意事業 (1) 介護給付費等費用適正化事業 (2) 家族介護支援事業 (3) サービス事業者との連携と支援 (4) その他の事業
	高齢者一般施策と関連事業	1 高齢者一般施策(市独自事業) (1) 在宅福祉サービス (2) 高齢者福祉施設 (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業
		2 権利擁護 (1) 成年後見制度の周知と利用促進 (2) 高齢者虐待の防止等
		3 生きがいと社会参加支援に係る施策 (1) 地域活動の支援 (2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進 (3) こころのバリアフリー施策の推進 (4) 災害時の安全確保に係る施策の推進
		4 住まいと住宅関連施策 (1) 高齢者住宅 (2) 有料老人ホーム (3) サービス付き高齢者向け住宅

